

訪問介護事業所くおらにおけるハラスメント防止に関する指針

1. 基本方針

当事業所は、全ての職員が互いの人格を尊重し、快適な職場環境の中で能力を十分に発揮できるよう、あらゆるハラスメントを防止し、排除することを目指します。

2. ハラスメントの定義と種類

ハラスメントとは、他者に対する言動等により、当該者の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

ハラスメントの主な種類は以下の通りです。

- ① セクシュアルハラスメント(セクハラ)
- ② パワーハラスメント(パワハラ)
- ③ マタニティハラスメント(マタハラ)
- ④ モラルハラスメント(モラハラ)
- ⑤ 介護ハラスメント(ケアハラ)

3. 禁止される行為

以下のような行為は、ハラスメントとみなされ、これを厳禁とします。

- ① 性的な言動や性的な噂の流布
- ② 身体的な暴力や脅迫
- ③ 人格を否定するような発言や行動
- ④ 過度の監視や干渉
- ⑤ 業務上の合理性のない要求や指示
- ⑥ 妊娠・出産・育児に関する不利益な取り扱い
- ⑦ 利用者やその家族による職員への暴言や暴力

4. 防止のための体制

- ① ハラスメント防止委員会の設置
- ② 相談窓口の設置と周知
- ③ 定期的な研修の実施(年 2 回以上)
- ④ アンケート調査の実施(年 1 回以上)

5. ハラスメント発生時の対応手順

- ① 相談窓口への報告
- ② 事実関係の調査
- ③ 被害者のケアと加害者への対応
- ④ 再発防止策の検討と実施

6. 処分

ハラスメント行為が確認された場合、就業規則に基づき、厳正に対処します。

7. プライバシーの保護

ハラスメントに関する相談や苦情の申し立ては、関係者のプライバシーを厳守して対応します。

8. 利用者・家族への対応

- ① 利用者や家族に対するハラスメント防止の啓発
- ② 介護ハラスメントが発生した場合の対応手順の明確化
- ③ 必要に応じて、サービス提供の中止や警察への通報

9. 定期的な見直しと改善

本指針は、年1回以上見直しを行い、必要に応じて改定します。

以上の指針に基づき、当事業所は全てのハラスメント行為の防止と、安全で快適な職場環境の実現に取り組めます。

令和 6 年 6 月 1 日

事業所名:訪問介護事業所くおら

代表者名:印南 弘子